



## 阿久根みどこい祭り「ハンヤ踊りパレード」

### 第2回定例会

- 平成19年度阿久根市一般会計補正予算の1億6,542万円を可決して、総額97億2,347万1千円となる。
- 平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算の2,060万円を可決して、総額3億2,924万1千円となる。
- 一般質問に4人が登壇し、活発な議論を展開

平成19年第2回定例会は、6月6日から26日までの21日間の会期で開かれ、平成19年度補正予算3件、専決処分の報告7件、固定資産評価審査委員会の委員の選任についての議案など9件が提案され原案どおり可決され、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が議員提案され、否決されました。このほか陳情1件が採択され、意見書1件が原案可決されました。また、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が行われ、さらに、陳情第3号、政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件など3件が決定されました。

## 第2回定例会で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
報告第1号	専決処分の承認について（平成18年度阿久根市一般会計補正予算（第11号））	原案承認
報告第2号	専決処分の承認について（平成18年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第2号））	原案承認
報告第3号	専決処分の承認について（阿久根市税条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第4号	専決処分の承認について（阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第5号	専決処分の承認について（平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第1号））	原案承認
報告第6号	専決処分の承認について（平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））	原案承認
報告第7号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告のみ
議案第35号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意
議案第36号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
議案第37号	阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第38号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第39号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第40号	阿久根市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第41号	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第42号	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第43号	阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第44号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第45号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第46号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第47号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
陳情第5号	教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情	採 択
意見書第2号	教育予算の拡充を求める意見書	原案可決
	陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件	決 定
	総務文教委員会の所管事務調査事項の追加の件	決 定
	陳情第3号について陳情者の一部取り下げの件	決 定

### ○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）													議決結果			
	木下孝行	竹原信一	鳥飼光明	築地新公女	児玉賢一郎	山下孝男	新坂上誠	的場真一	檜柑幸雄	濱之上大成	西田己之助	平田修二	山田勝		若松富春	庵重人	京田道弘
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第47号）	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	◇	◇	◆	◆	—	原案否決

※その他の議案については、全員賛成で可決されました。

（表の見方）◇は賛成、◆は反対

※京田道弘議長は、議長職のため表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。

### 主な議案の内容

※ 議案第三十六号

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、熊毛郡上屋久町、同郡屋久町及び屋久島広域連合を脱退させ、設置されることとなる屋久島町を加入させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したので、市町村の合併の特例等に関する法律第十三条並びに地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十条の規定により議会の議決を求めるもの。

※ 議案第四十号

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十一号

手数料の名称を改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十二号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十三号

所得税法等の一部を改正する法律により租税特別措置法の一部が改正されるとともに、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十七号

議員に支給される費用弁償のうち、日当について廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第三十七号

行政手続法の一部が改正されたこと等に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第三十八号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これに準じて選挙長等の報酬を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第三十九号

職員の不祥事に関し、市長、

## 一 般 質 問

第2回定例会では4人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。

以下、質問(Q)と答弁(A)の中から要約して紹介します。(発言通告順)

### 農政問題等について

鳥飼 光明 議員

Q 中山間整備事業について、

平成十八年度から六カ年計画で、総事業費約十五億円で折多地区及び脇本地区において施工中であるが、年度計画が公表されていないために、関係地区の住民から教えてほしいとの要望があり、農政課長にお尋ねしたところ、公表できないとのことであった。できない理由と今までに何か問題が起きたのかお尋ねしたい。

A 中山間整備事業の年度計画

について、昨年度県営事業として採択を受け、本年度は二年目を迎え本格的な工事の実施と、後年度施工予定の測量設計などが予定されており、年度計画の公表については、事業採択直後、各地区の推進委員会代表の方々に事業採択決定の通知を行い、これに各地区の実施予定年度を示すことができないか、事業主体である県と協議・調整を図ったが、国、県の各年度事業費割り当てが単に事業期間年数の等分とはならないために、各年度とも事前把握は困難であり、年度予算によってその対応が異なってくるため、実施年度を特定し公表することは適切でないことから、公表は控えたところである。市としては、県営事業として実施されることから県との連携を密にし、地区推進委員会などと連絡調整に努め、地元体制の確立を図りながら、計画的な事業実施に努めたいと考えている。また、これまでに何か問題が起きたのかとお尋ねであるが、特に問題は起きていないと報告を受けている。

Q 折口地区場外車券売り場建設について、平成十七年九月

議会において質問以来、約一年八カ月が経過している。現在予定地が造成工事中等であるが、現在までの経過と進捗状況及び今後の見通しについてお尋ねしたい。

A 当初の計画では、国道三号沿いのパチンコ店等において開設を予定していたが、交通アクセス等の関係で、国道を挟んだ向かい側の場所へ計画変更をされている。また、計画変更に伴い八光商事においては、再度地元から同意を得た上で市に対し、本年四月五日に計画の同意が求められる。再度同意をしたところである。今後は八光商事、管理施行者関係機関等との十分な協議・



場外車券売場が計画されている折口地区

調整が行われた上で、建設が進んでいくものと考えている。市としても協議の中で協力できる部分については、市の活性化を図る意味からも協力を言い、また地域の交通安全や治安維持、青少年対策や環境美化対策、騒音防止等に万全を期す意味からも、今後の推移を見守りたいと考えている。

**Q** 市道陳之尾大下線の国道三号取付変更について、現在取付地は国道三号に鋭角で大変危険な状況であり、南九州西回り道の阿久根北インターチェンジの工事が近く着工されると聞いている。これが完成すると、この付近の国道三号約二百メートルの区間に四カ所の取り付けとなり、大変な危険が予想されるが、この際一部の廃止を含めた見直しを検討する考えはないか。

**A** 市道陳之尾大下線の国道三号への取付変更について、本路線の国道部との取り付けは確かに鋭角であり、南九州西回り自動車道が完成することにより、国道三号への取り付けでさらに危険な状況が予想される。現在、南九州西回り自動車道については国土交通省と既設道路等の交差部分に

ついて協議・検討中であり、一部廃止を含めた見直しということがあるが、本路線は二級市道で通勤、通学等、通行量も多いことから地域住民の意見も含め、今後協議・検討していきたいと考えている。

**Q** 市職員の天下りについて、今国会等でも天下り禁止法案等の議論がされているが、本市において通常言われている市役所職員OBの天下りの給料、年収及び退職金は幾らであるのか。また、今後は公募により採用する考えはないか。

**A** 市職員の退職後の再就職について、国においては、国家公務員退職者再就職の適正化のため人材バンクを導入して、国家公務員の高度な専門知識を経験を活用したい法人等に人材情報の提供を行う組織を立ち上げている。また、最近では省庁による天下り問題の解消を図るため、国家公務員の再就職あっせんを二元的に管理するための新たな人材バンク制度の創設を行うとしているが、一方、高齢者雇用安定法の改正により、高齢者の安定した雇用の確保を図るため事業主に対して定年の引

き上げ、継続雇用制度導入、定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならぬとしている。また公務員については、定年到達後の再任用制度等について既に法制化されており、義務化については適用除外となっている。しかし、本市においては、地域の状況等を勘案し、再任用制度の条例化を控えているところである。市職員OBの再就職については、把握しているところでは、阿久根市美しい海のまちづくり公社、阿久根市シルバー人材センター、阿久根地区防犯協会、阿久根市社会福祉協議会、阿久根市体育協会、阿久根地区交通安全協会の六つの市関係機関である。また、給与については市以外の団体であり、個人情報の関係から控えさせていた。現職時代の三分の一あるいは四分の一程度に抑制され、在職年数に応じた若干の退職手当が支給されていると理解している。市職員OBの雇用は行政との連携による業務の執行や長年の事務処理の豊富な経験と即戦力としての優秀な人材の確保を図ることが主な目的であるとともに、当該

機関の人員費の抑制を図るねらいもある。また、一部の団体では市役所を退職する職員OBを雇用したいとの要望もある。現在、話題となっている国家公務員の天下り問題とは、給与、退職手当等の制度面からも大きな違いがあり、現在、市職員OBの雇用形態については、団体からしても優位な面もあると考えており、私が代表となつて三団体については現在のところ公募での採用は考えていない。

## 山下の鉄鋼スラグ問題等について

竹原 信一 議員

**Q** 山下地区に運ばれた大量の鉄鋼スラグについての経緯及び市長の認識と方針について、愛媛県今治市では鉄鋼スラグが搬入されて、地元住民からの不安や健康被害の訴えがあり、業者はスラグを撤去したという事実がある。本市と愛媛県に持ち込まれたスラグの質の差を説明していただきたい。今治市と山下に搬入されたスラグの違いがわかっている状況なら、阿久根に持

ち込まれた鉄鋼スラグが危険かもしれないということではないのか。そうであれば住民は理解してくれないと感じる。危険であるとの証拠が出せなければ受け入れておくしかないということでは困るし、市民の安全、健康を守る市の姿勢としては頼りないのではないかと考える。スラグの搬入について、阿久根港に搬入するときに砂だと偽って搬入したという情報も得ている。香川県では鉄鋼スラグが有価物であることを証明する書類が



鉄鋼スラグが搬入されている山下地区

なければ廃棄物と見なすと通告を業者にしたところ、証明書を撤去してしまつた。本市

も厳しい対応をしなければいけないと考えるが、住民から不安の声は全く届いていないのか。スラグについての有価物の証明をさせればよく、本当に今の状態は頼りないがどうか。

A 昨山下地区に鉄鋼スラグが搬入されているとの情報を得てから直ちに現地調査を行い、施工業者や製造会社に対し資料の提出や説明を求め、その結果、提出されたスラグの濃度計量証明書及び成分分析結果報告書においては環境基準に定める項目のすべてについて基準値内であったと記憶している。また、本年三月に市が計量証明事業所に委託した土壌汚染対策法施行規則の規定に基づき環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法による分析結果においても、環境上の条件を満たしている。このようなことから対応については県に現地に来ていただき、施工業者、製造会社の方から説明を受けたあと協議がなされ、現時点ではシラス等で覆い流失防止と調整地も造ってあり、被害等も出ていないことから指導等はできない。また、この調査結

果をもとに関係課と協議し、報告すると聞いている。今月十三日に施工業者と製造会社の方が現地の現状改善についての計画書を県に提出し、その指導を受けたことも承知しており、今後の状況を見ながら、市としても水質検査を実施し、対応したいと考えている。今治市で撤去したという事例が出ていますが、この鉄鋼スラグと本市に持ち込まれた鉄鋼スラグに違いがあるのかということだが、本市に持ち込まれた鉄鋼スラグは、新日鉄大分工場から持ち込まれ、今治市のスラグとは違う。国の基準では、産廃としての扱いができないということであるが、調査した結果で数値が出たということになれば、県とも十分相談して対応しないといけないが、現段階では、そういう状況でない。また愛媛県に持ち込まれたスラグとの違いは分かっているが、現段階で会社から提示されている数値、あるいは市が検査をした数値は、危険というところではなく基準値以下に全部が納まっている。その辺の判断を今県とも協議しており、もし危険なものであるという

判断が下れば、本市としては厳正に対応しなければならぬと考えているが、今の段階ではそういう資料が出てこないということである。我々としては、悠長に構えているわけではない。

A 地元からの声とか、不安やそういうものは直接我々のところには届いていない。そして今後は、連絡を取りながら現状を監視したいと考えている。(副市長)

A 今治市のものがどのようなものは把握していない。また、昨年八月に搬入された後、二、三の市民から問い合わせがあったが、その後はなかった。(市民環境課長)

A 農政課には一名見えられて、水稲に対して水の影響はないかという話があった。

(農政課長)

Q 第四次行政改革大綱について、この大綱には市民生活の現状や今の傾向、将来の見通し、市の方向という部分で表現在非常に薄いように思うが、その現状の分析についてどのように考えているのか。

A 本市の行政改革については、平成八年二月の行政改革大綱の策定以来、随時、大綱の見

直しを行い、第二次行政改革大綱に続いて、平成十七年二月には第三次行政改革大綱実施計画を中心とする行財政改革チャレンジプランを策定し、改革を推進してきている。しかしながら、限られた財源を有効に活用し、効果的な行政サービスを提供していくことが今後も引き続き重要な課題となっており、行政運営全般について見直しを進める必要が生じてきたところである。

そこで、平成十九年三月には第四次行政改革大綱を策定し、すべての事務事業を見直し、さらなる改革・改善を行おうとするものである。新たな市民のニーズの問題であるが、基本方針でも述べているように、人々の価値観の多様化、市民の年齢構成における急速な高齢化、高度情報化社会の進展等の関係から安全安心の問題、高齢化に伴う後期高齢医療の問題、市民サービス向上のための情報化への対応、環境問題への対応、道路整備の問題など様々な課題が山積している状況である。これらの課題に的確に対応していくためには、行政運営全般についての改革・改善が必要に

なってきた。また、行政事務連絡員制度についても、今まで以上に濃密な関係を築き上げて、行政事務連絡員と行政側とどのようにタイアップさせていくかがこれからの大きな課題であると考えている。今後とも情報公開条例に基づき確かな情報管理と公開に努めて、市民に対してきちっとした情報を伝えていくことが重要であると考えている。

Q 職員の市民に対する態度について、窓口の職員が非常によくなったという評判が上がっている。一方で若くは若い職員が非常に優秀だが、比較的若くない職員で、処理能力及び市民に対する対応度、態度の面で多方面から不満をまだ聞いている。窓口ばかりに限らず、まだお役人様態度というのが目につくという話もある。今後のそういった面の努力の方向性を示していただきたい。

A 市職員には常に迅速、厳正、公平を基本として職務の執行に当たって全体の奉仕者として誠実、かつ公正に行うようにしているところである。また、限りある財源を有効的に

活用し、効果的な住民サービスを提供するように努めているところであり、職員にはこのことを踏まえ、市民への対応を指導しており、特に市民環境課、税務課の窓口のサービス向上、生きがい対策課、健康増進課、市民と直結している窓口については、誠心誠意対応しているところである。今年の五月には窓口にローカーウンターを設置し椅子を置くなど、特に高齢化が進んでいる本市において、おいでになるお客様も高齢者の方が非常に多く、今回すべてをローカーウンターにし、お互いに座った形で十分に話しを聞きながら、いろんな手続ができるよう配慮をしたところである。住民票の交付申請をする際の申請書の記載についても、必要な方には可能な限り職員のほうで記載をし、申請者に署名、捺印をお願いするなどの方法を取っており、このような改善は今後とも行っていきたいと考えている。

Q 今回の飲酒運転事故の件についても、そもそも市長が職員に対する厳しさが足りなかったのではないかと考えているが、現段階での考えを示

**折口川流域の抜本的な水害対策等について**

山田 勝 議員

A 職員の懲戒処分について、今までのことが甘かったから今回のようなことが起こったのではないかとという言い方であつたと思うが、その時代、その時の状況によって判断をしており、今回の処分については、昨年八月に福岡で飲酒運転事故が起きてから飲酒運転に対する厳しい社会の目が向けられており、罰則の強化を求める全国的な動きになってきている。本市においても昨年の十一月に懲戒処分の基準を改正し、その懲戒処分の基準により、今回厳正に処分したところである。前の処分が甘かったからとかいうような問題ではない。これはそれぞれの方の受けとめ方によって解釈の違いがあると考えますが、その都度、厳正に対応してきている。

な被害をもたらし、本市においても全市的に被害があつたが、特に折口川流域については、既に河川改修、基盤整備を行っているとところと比較し被害が大きく、部分的な改修等では解決できない。河口の水門撤去を含め、抜本的な河川改修と基盤整備を合わせて解決する必要があることは、私を含め数名の議員も提案をしている。事業を推進するに当たっては県が管理する二級河川で、ほ場整備も県が実施することになると考えるが、市がしっかりと取り組みをしないと進展するものではない。今年一月十五日、市民会館で実施された伊藤知事と語る会で、脇本の新田川流域を例に挙げ、折口川流域の抜本的な水害対策についてお願いをしたが、知事は現地を見たので、今後行政として何ができるか研究をするとのことであつた。その後市はどのような対応をしているのか。

Q 昨年七月二十一日、二十二日、北薩地区に豪雨をもたらした雨は、県北全体に大き

A 県は、本年度河川現況調査の委託に取り組み、河川構造物、橋りょうも含めて河川構造物占有物件の樋門・井堰等の調査、災害調査、被災原因対策等も含めて全面的な調査



昨年7月県北部豪雨時の折口地区(国道3号)

をやるということであり、抜本的な地域の水処理をどのようにするかということ、今後検討していただくということである。市としては具体的な要望を行いながら検討会を重ねていきたい。

Q 集落に加入している市民と加入していない市民とは、市役所の対応はどのような違い

A 市民の中で集落に加入していない状況については、五月末現在、市全体で、千二百戸余りの中で市街地の一部の集落で未加入者が多く見られる状況である。

Q 入退院を繰り返す、集落に転入された方から、集落に加入しないとごみを集落のごみステーションに出してはいけないと言われ、どうしたらいいのかと相談を受けた。集落に加入しない市民がいるため区長会などで論議されていると話しは聞いているが、現在市内で集落に加入していない市民が何世帯で、何人ぐらいいるのか。

十八年第三回定例会においてお答えしたように、処理法の中で例外規定もあることから周知については、その内容を十分精査し、検討していきたいと考えている。また、台風災害など海岸に押し寄せられたごみや田植え時期の草刈り等の焼却など、社会常識的に許される範囲で、それぞれの常識の範ちゅうで判断していただきたい。

があるか。集落に加入していない人のごみの収集は市役所にステーションをつくり、持つてくるように指導しているそうだが、持つていけない人と持つていけない人がおり、近くのごみステーションに出せるルールを市でつけないのか。

**A** 市民環境課で転入の手続きをされた全員の方に転入地の区名をお知らせし、加入、未加入とは別に「阿久根市家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレットをお配りし、周知に努めている。また、集落に加入してなくても近くのごみステーションを利用できるようにルールづくりができないかとのことであるが、この件については、以前から問題になっているが、区内のごみステーションにおいては、それぞれの区の衛生自治会が主体となって設置し、管理している。衛生自治会の方々とは十分協議をし、検討をしていきたいと考えている。

**Q** 食農教育について、昨今、ファーストフードに代表される食の手軽さが浸透し、さまざまな食材や調理法により、多様化が進み、飽食の時代と

呼ばれ、食べ物を生産する農業と触れる機会が減少していると思われる。食を支える農業について、学び体験することが、食と農だけでなく環境問題についても子供たちに考えさせる機会を与えることになる。本市の基幹産業である農業・漁業、特に農業については市内各地に散在し、食農教育で子供たちに農業が持つ教育力、自然や生きるものにつながることに命の大切さや自然環境の大切さを理解できる人として、最も大事な部分の教育の成果が上がると考えているが、本市の食農教育の現状をお尋ねしたい。

**A** 平成十七年、国において食育基本法が制定され、十八年度には食育推進会議によって食育推進基本計画が成立し、国民的な取り組みとして推進していくために、毎年六月を食育月間、毎月十九日を食育の日と決められた。国民の食生活がファーストフードに頼ったり、偏った食生活等や飽食等も含め、食生活が危機的な状況にあることは、六月号の市報の冒頭に、本市の食育について取り上げたところである。その中で学校の取り

組みを掲載しているが、単に教室で学習するだけではなく、勤労や生産的な活動を体験しながら大切さを理解させていきたいと考えている。また、脇本小学校では、六月八日サツマイモの植えつけを県の農政課から苗の植え方、育て方の指導を受けながら全児童、全職員とPTAで行っている。また、うねづくり、マルチ等については保護者が一緒に行い、そのことを通して、子供たちは自然環境とのつながりや生産される方々の苦労や一緒に仕事をしていただくことへの感謝を十分理解しているようである。また、稲づくりについても「いきいきチャレンジ田んぼ」で、植えつけ、除草作業、取り入れ、もちつきが今年も計画されている。各学校でも今年には既に行われており、今後も計画されている。(教育長)

**Q** 食農教育について、どのように学校教育で位置づけされるのか。

**A** 食農教育の位置づけについて、現在、国では食育に関する事業展開を積極的に推進しており、本市においても地産地消を基本とした市民の健康

で豊かな食生活の普及・定着を図るため、本年度から食育推進計画の策定に入っている。現在関係課で協議を行っており、計画を策定して実施に移していきたいと考えている。

**A** 学校教育では教科の学習の中で、道徳や特別活動、総合的な学習の時間の中で、知識はもちろんだ勤労的な生産活動も十分重視し、地域の方々の手伝いをいただきながら進めていきたいと考えている。ただ、食農教育の大切さを考えるとき、単に学校だけでは浸透しないので、市の推進会議等も組み合わせながら、例えば六月の食育月間、十九日の食育の日、給食月間、また一月には県の「鹿児島を味わう丸ごと給食月間」等の具体的な実現と趣旨に沿った推進を図っていききたいと考えている。(教育長)

## 施政方針に基づく事業の推進について

檜柑 幸雄 議員

**Q** 肥薩おれんじ鉄道は市民の足として重要であるが、利用促進の一貫として鹿児島中央

駅への乗り入れ問題はどのように進んでいるのか。また、市民の利便性を考えて市内に駅の増設は考えていないのか。

**A** 鹿児島中央駅への乗り入れについては、土曜、日曜、祝日の朝・夕一往復、鹿児島中央駅と熊本駅への乗り入れを、平成二十年三月の実現を目指して、現在肥薩おれんじ鉄道株式会社が鹿児島・熊本両県と連携をしながら、JR九州との間で技術的課題の克服に向けた実務的な協議に入っていると聞いている。JRの社長も乗り入れについては大体認めているが、技術的な問題、経費的な問題の詰めが今行われているところであり、個人の意見としては採算性のある乗り入れの仕方であれば、赤字の上に赤字を生み出すような方法の乗り入れは承知はできないと話している。また、市内で駅を新設することについては、具体的な検討は全くしていない。

**Q** 今年四月に廃校となった阿久根高校施設の利用について、教育の格差社会を持ち込むエリート教育については基本的に賛成できないが、施政方針では国際社会で活躍する人材

の育成を目的とした中高一貫  
教育校を誘致したいとしてい  
るが、現在どのように進んで  
いるのか。

A 阿久根高校の跡地利用の問  
題については、昨年十二月議  
会の全員協議会において概要  
の説明を行ったが、その後の  
状況については、私学法人設  
立に向けて現在、学校法人女  
子美術大学の中高一貫担当理  
事及び学校法人開智学園の前  
理事長でもある本市山下出身  
の鳴川氏と商工会議所の西会  
頭を中心に市内外の協力者の  
支援を受けながら、法人設立  
に向けて準備作業に入ってい  
るところである。また、現在  
県の財産である阿久根高校の  
校舎・校地については、市へ  
譲渡の方向で私学法人設立と  
並行して協議を継続している  
ところである。現在の阿久根  
高校跡の校舎・校地の管理状  
況であるが、鶴翔高校が利用  
している体育館等の一部の施  
設を除き、校舎を含めて全て  
閉鎖されており、警備会社に  
より管理されている。私学法  
人設立に向けては、本校舎の  
管理棟を借用して設立準備室  
を開設する方法も検討されて  
いるが、まだ資金的な問題が

確立されていないために交渉  
続行中ということと理解して  
いただきたい。



平成19年3月31日に閉校になった阿久根高校跡地

Q 市民の文化の向上を図る上  
で市民会館の新たな建設は必  
要であるが、市民会館建設の  
取り組み状況についてお尋ね  
したい。

A 市民会館の整備については、  
現在ホール及び市民会館の補  
修工事を発注し、着手してい  
るが、市民会館建設に向けた  
取り組みとしては、行政七名  
民間団体の代表者など十二名  
の構成委員で市民会館建設検  
討委員会を設置し、六月十二  
日第一回検討委員会で市民会  
館、図書館、郷土資料館の現  
状と課題について、また検討

事項及びスケジュール等につ  
いて協議を行ったところであ  
る。今後は検討委員会の中で  
他市町の施設の視察とアン  
ケート調査等を実施し、財政  
状況の推移を十分に勘案しな  
がら、建設の時期、位置、規  
模、財源を含めた建設費、ま  
た建設後の維持管理等につ  
いても提案いただき、市民サー  
ビス、生涯学習、社会教育の  
拠点となる市民会館建設基本  
構想・基本計画策定に向けた  
取り組みを進めたいと考えて  
いる。

### 委員会活動

○ 議会運営委員会、総務文教  
委員会、産業厚生委員会では、  
それぞれの所管事務調査等  
を行いました。この調査の結果  
は、議会運営委員会について  
は、六月議会で報告され、二  
常任委員会は九月議会で報告  
されます。

#### ☆ 議会運営委員会

議会運営について、五月十六  
日から十七日にかけて福岡県柳

川市と福津市を研修しました。



議会運営委員会（福岡県福津市）

#### ☆ 総務文教委員会

大分市の株式会社製鉄鋳業大  
分において、鉄鋼スラッグの製造  
工程、阿久根市に搬入された鉄  
鋼スラッグの安全性について、愛  
媛県においては、今治市におけ  
る鉄鋼スラッグ搬入等の経緯、愛  
媛県の対応、鉄鋼スラッグ搬入に  
ついての今後の考え方について、  
広島市のAICJ中学・高等学  
校においては、学校の教育理念、  
学校における教育の特色につい  
て、七月二十四日から二十六日  
にかけて研修しました。

#### ☆ 産業厚生委員会

農業行政、水産業行政、観光  
行政について、七月九日から十  
一日にかけて大分県由布市、愛  
媛県八幡浜市の西南開発株式会  
社、愛媛県伊予市を研修しまし  
た。



総務文教委員会（愛媛県庁）



産業厚生委員会（愛媛県伊予市）



【一般会計補正予算の主な概要】	(単位：千円)
財政調整基金積立金	26,925
心身障害者福祉費委託料	4,117
保育士嘱託員報酬	1,536
農用水資源開発調査負担金	4,800
鶴見川河川事業鉄道橋設計業務ほか委託料	10,456
鶴見川河川事業用地購入費	4,030
消防団員退職報償金	4,503
林道上床線災害復旧工事費	3,710
市債償還金元金	102,400

◎ ※ 採択されたもの  
◎ 教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情

陳情書

◎ ※ 同意されたもの  
◎ 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
松永英雄氏(再)

人事案件

会期日程

会期  
六月六日から六月二十六日まで  
の二十一日間  
六月六日 本会議

◎ ※ 可決されたもの  
◎ 教育予算の拡充を求める意見書

意見書

六月十二日 本会議  
○ 報告・一般議案・条例・補正予算(提案説明)  
六月十四日 本会議  
○ 選挙・報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)、陳情  
六月十四日 委員会  
○ 補正予算、陳情についての審査  
六月二十一日 本会議  
○ 一般質問  
六月二十六日 本会議  
○ 委員長報告、表決

## 教育予算の拡充を求める意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

現在多くの都道府県で、児童・生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるよう、少人数教育が実施されており、保護者や子供たちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、また地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進するには限度があり、学校施設などを含めて、教育条件の地域間格差も広がりつつある。また就学援助受給者の増加に見られるように、低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、自治体の財政力や保護者の所得の違いにより子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数など、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない状況である。教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要がある。

よって、教育予算を国全体として確保するため、下記事項の実現について格段の配慮を強く要請する。

### 記

- 1 きめ細かい教育を実現するために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助、奨学金などの教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月26日

鹿児島県阿久根市議会

### 第 3 回 定 例 会

9月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。

### 議会用語の解説

#### ○ 質 疑

質疑とは、会議において議題となっている事件について、提案理由の説明が終了した後、討論・表決の前提として、賛否又は修正等の態度決定が可能となるようその提出者に対し、口頭をもって内容についての疑義をたずことです。

したがって、質疑は事件の範囲を超えて議題外にわたることはできません。

#### ○ 質 問

議員は地方公共団体の一般事務について、議長の許可を得て質問することができます。いわゆる「一般質問」で、議員が当該地方公共団体の行政全般について、執行機関に対し説明を求め、あるいは事実又は所信をたず行為をいいます。質問者は議長が定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければなりません。

#### ○ 議決の形態

- ・可決（否決・修正可決） …… 予算・条例等
- ・同意 …… 選任・指名推選等
- ・決定 …… 日程の追加等
- ・承認 …… 専決処分等
- ・許可 …… 議員の辞職等
- ・認定 …… 決算
- ・採択 …… 請願・陳情



TEL (七二)〇八一五  
FAX (七二)二〇二九

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会議務局まで。

◎ 議会議録の閲覧について  
本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会議録」をご覧ください。  
市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧になれます。

### お 知 ら せ

### 他市からの視察

☆ 八月六日  
新潟県十日町市議会 会派  
(七名)

(九州新幹線鹿児島ルート開通に係る市民生活や産業(地場産業、観光等)に与える影響について、肥薩おれんじ鉄道株式会社について)



### 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会員の選挙について

平成二十年四月からの後期高齢者医療制度の施行に向け、平成十九年三月一日に発足した鹿児島県後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙が平成十九年四月二十四日に告示され、本市議会の京田道弘議長が鹿児島県市議会議長会からの団体推薦により「市議会議員」六名の選出区分に係る選挙に立候補し、県下十七市議会で選挙が実施された結果、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

### 鹿児島県市議会議長会定期総会の開催について

五月二十三日、二十四日の両日、鹿児島県市議会議長会定期総会が本市のグランビュールあぐねで開催されました。定期総会には県下十七市の市議会議長等が出席され、各市から提出された議案二十件が審議され全議案

が可決されました。可決された議案の中から九州市議会議長会定期総会への議案として選定されたものや県選出の国會議員並びに国の関係省庁への陳情の要望活動を行うことなどが決定されました。

「本市から提出された議案」(二件)

○鳥原・天草・長島架橋構想の推進について

○地域高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について